

議案第56号

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例等の一部改正について

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一
部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成30年11月28日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、平成30年8月10日に出された人事院の国会及
び内閣に対する給与改定に関する勧告に鑑み、議員、市長、副市長及び教育
長の期末手当を改定することに伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例等の一部を改正する条例

第1条 次に掲げる条例の規定中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

- (1) 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成17年愛西市条例第39号）第6条第2項ただし書
- (2) 愛西市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（平成17年愛西市条例第42号）第4条ただし書
- (3) 愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例（平成27年愛西市条例第2号）第2条第3項ただし書

第2条 次に掲げる条例の規定中「100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

- (1) 愛西市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第6条第2項ただし書
- (2) 愛西市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例第4条ただし書
- (3) 愛西市教育長の給与及び旅費に関する条例第2条第3項ただし書
附 則
(施行期日等)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の各条例の規定は、平成30年6月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 第1条の規定による改正後の各条例の規定を適用する場合には、第1条

の規定による改正前の各条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条の規定による改正後の各条例の規定による期末手当の内払とみなす。